

# 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の指導及び連絡に関する事業、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業等を行い、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に関する情報提供及び普及啓発に係る事業
- (2) 宅地建物取引業法その他宅地建物取引に関する法令等及びこれらの実務指導等及び調査研究に係る事業
- (3) 一般消費者からの宅地建物取引に関する相談及び苦情等の解決のための不動産無料相談所の設置及び運営に係る事業
- (4) 宅地建物の流通市場の形成に係わる指定流通機構への協力及び不動産流通システムに必要な事業
- (5) 宅地建物取引業に従事する者及び従事しようとする者等の資質向上、人材育成に係る事業
- (6) 地域社会の健全な発展に協力する事業
- (7) 関係行政機関に対する支援事業
- (8) 宅地建物取引業者に対する支援事業
- (9) 不動産関連の物品販売及び不動産会館の賃貸に係る事業
- (10) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は三重県において実施する。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 宅地建物取引業法により免許を受けた三重県内に事務所を有する宅地建物取引業者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 準会員 正会員の事務所において専任の取引主任者であって協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本会の会員となろうとする者は、総会が定める入会金を支払わなければならない。

(会費)

第8条 本会の会員は、総会が定める会費を毎年納付しなければならない。

2 会費の納入は、毎年度分を前納するものとする。

3 会員が会費を3ヶ月以上滞納したときは、理事会の議決により総会における議決権を除く会員の権利を一時停止することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条に定める場合の他、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 宅地建物取引業者でなくなったとき。
- (2) 死亡又は法人が解散したとき。
- (3) 宅地建物取引主任者資格を失ったとき。
- (4) 退会したとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。
- (6) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(会員資格喪失に伴う拠出金の処分)

第12条 本会は、会員が退会、会員資格を喪失したとき、若しくは除名されたとき、既納の入会金及び会費はこれを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要があ

る場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、法令の規定に基づき、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決若しくは委任状を提出した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は総会において2名以上の議事録署名人を選任する。

3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、副会長を3名以内、常務理事を7名以内とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 常務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補充又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数を欠くときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(役員等の責任軽減)

第29条 本会は、役員一般の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、理事会の決議により、外部役員等との間で、前項の賠償責任につ

いて、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金30万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、又、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名及び職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の場合は、理事会の承認を得なければならない。

## 第11章 雑則

(委任)

第45条 この定款の施行について必要な規則及び規程は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、山路忠とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。